

促進区域指定ガイドラインにおける 「有望な区域」の運用について

2021年8月6日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

1. 有望な区域の選定段階における系統確保要件の解釈について

(1) 背景

- ①「洋上風力産業ビジョン（第1次）」において、「2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する」ことを政府の導入目標としている。この目標の実現に向け、**新規案件の創出とともに案件形成の加速化が重要。**
- ②再エネ海域利用法^{※1}で定める指定基準や手続きについて、具体的な考え方や運用方針を記載している促進区域指定ガイドライン^{※2}では、**「早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域」を「有望な区域」として整理**しており、有望な区域に選定された区域において協議会を設置し、促進区域の指定に向けた協議を開始することとしている。
- ※1：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律
※2：海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン
- ③さらに、同ガイドラインでは、**「有望な区域の要件」として、「区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること」として**おり、自然的条件や設備出力の量、系統確保といった条件が挙げられている。他方で、**「系統確保に関しては、有望な区域として指定する段階から、促進区域の指定基準に準じた厳格な運用が行われている実態。」**
- ④具体的には、（ア）事業者等が電力会社との間で**「接続契約を締結している場合」**に加えて、（イ）**「系統接続を確保する蓋然性が高い場合」として、**接続契約を申し込み、受け付けられることで**「暫定的な系統容量を確保している場合や、電源接続案件募集プロセスにおいて「優先系統連携希望者が決定」された場合として運用。**

(1) 背景 (続き)

⑤また、促進区域指定ガイドラインの「改訂案」について、令和3年4月2日から5月1日まで意見募集を実施し、いただいたご意見に対する考え方を7月30日に公表したところ。

いただいたご意見の中には、促進区域指定ガイドラインにおける「有望な区域」の選定に関して、「系統が確保されていないことを理由に有望な区域に選定されていない」といったものがあり、これについては、「有望な区域の選定については、ガイドラインに示す要件を満たしていることを条件として確認していく」と回答している。

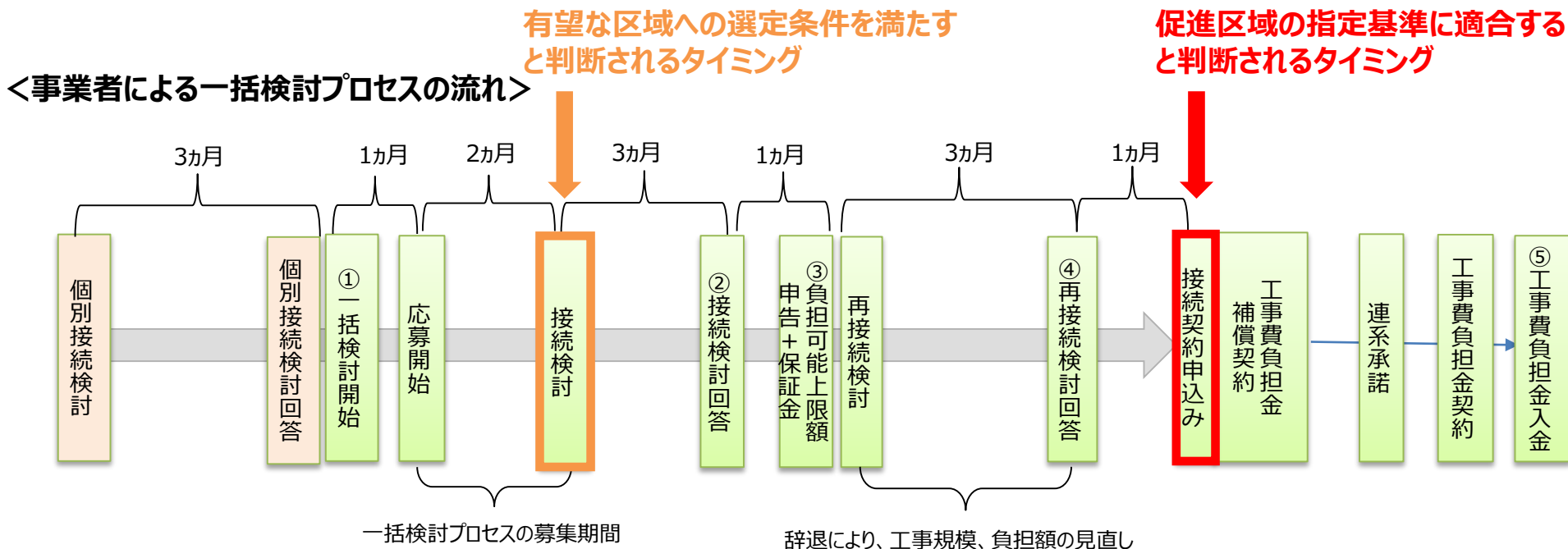
⑥こうした点を踏まえ、同ガイドラインでは、促進区域の指定基準について系統確保に関する考え方が具体的に示されているものの、有望な区域の選定段階における要件（＝促進区域の指定基準に適していることが見込まれること）については、系統に関する考え方が具体的に示されていないことから、有望な区域の選定段階における系統確保に関する一つの考え方を示す必要。

(2) 有望な区域の選定段階における系統確保要件の解釈例 (案)

- 促進区域として指定を行う際に、指定基準への適合性の判断が行われることを鑑みると、有望な区域の選定段階においては、「系統確保について一定程度的見通しがつくこと」をもって、有望な区域への選定条件を満たすと解釈。
- さらに、「一定程度的見通しがつくこと」については、各区域の状況を踏まえて個別に判断することを基本としつつ、例えば、電源接続案件一括検討プロセスが適用される場合には、一括検討プロセスの募集が締め切られたこと（すなわち、一般送配電事業者による接続検討が開始されたこと）とする。

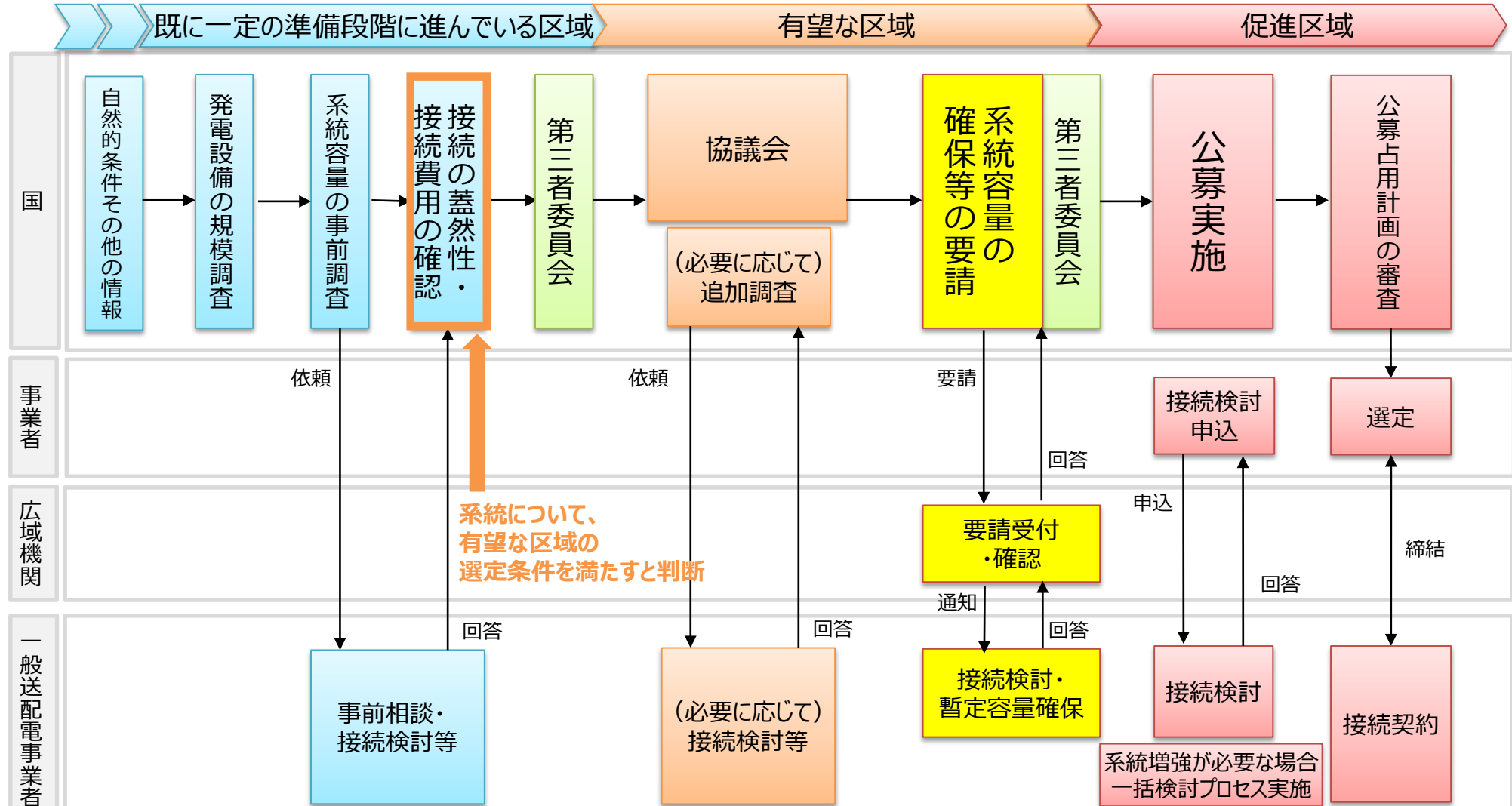
2. 「系統確保について一定程度的見通しがつくこと」の例

- ① 事業者による電源接続案件一括検討プロセス（以下、「一括検討プロセス」という。）を通じた系統確保については、前回の合同会議（2021年2月17日）において、再接続検討後、事業性を判断し、接続契約申込みを行った時点について、系統接続を確保する蓋然性が高いタイミングとして整理した。
- ② 一括検討プロセスでは、一般送配電事業者は、原則として、電源の募集に対して応募された電源全てが接続できる規模の工事計画を策定する。このため、一般送配電事業者が「接続検討」を開始した時点で、その後の系統確保に向けたプロセスに一定の目処がつくものと捉えられる。
- ③ 従って、事業者が一括検討プロセスに応募している場合、一括検討プロセスの募集が締め切られたこと（すなわち、一般送配電事業者による接続検討が開始されたこと）をもって「一定程度的見通し」がついたものとして解釈。



【参考】系統確保スキームにおける「一定程度の見通しがつくこと」の整理

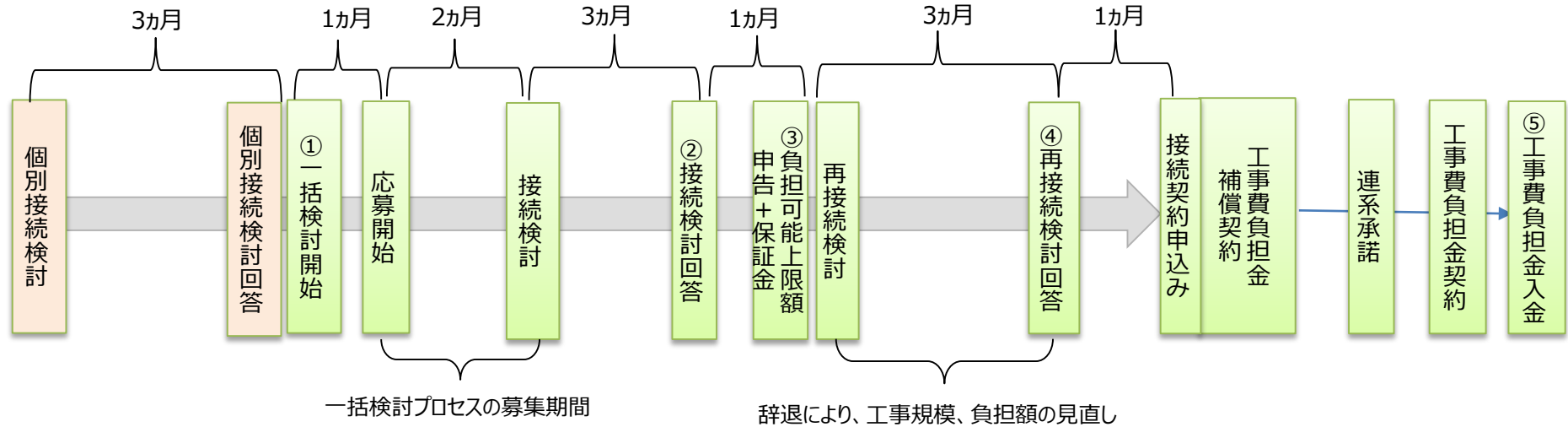
- 国による系統確保スキームが適用される場合、以下のフローチャートのとおり、接続の蓋然性や接続費用の確認がなされれば、「一定程度の見通し」がついたものとして判断。



【参考】一括検討プロセスの概要

第7回 洋上風力促進ワーキンググループ・洋上風力促進小委員会
合同会議（2021年2月17日）資料1

＜一括検討プロセスの流れ＞



- ① 過去の事前相談や個別接続検討の申込状況を踏まえ、一般送配電事業者は一括検討を開始する。
- ② 原則、**応募があった電源全てが接続できる規模の工事計画を策定**して工事費負担金額を見積り、**各応募事業者にそれぞれの負担額等を提示**する。**事業者はこれを基に事業性判断**を行う。
- ③ なおも接続を希望する事業者は再接続検討へと参加するが、**応募事業者は再接続検討の実施前に、負担可能上限額の申請および保証金の支払い**を行う。
- ④ 再接続検討回答は、引き続き参加した電源全ての接続を前提として工事計画を策定し、工事費負担金額を見積る。**各事業者の見積額が負担可能上限額を上回る場合は、原則当該プロセスから辞退したものとみなす。辞退が生じた場合、残った応募者の規模に見合った形で工事規模を見直し再度見積を実施**する。
- ⑤ 上記の手続の結果、残っている各応募事業者の見積額が負担可能上限額の範囲内となり、工事費負担金契約締結後に工事費負担金が入金されることにより一括検討プロセスは完了する。

參考資料

(参考) 促進区域の指定基準の概要

- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、**第1号から第6号までの基準**が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、**第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定**していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法 第8条第1項）

第1号 自然的条件と出力の量

- ✓ 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー**発電設備の出力の量が相当程度に達する**と見込まれること。

第2号 航路等への影響

- ✓ 当該区域及びその周辺における**航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく**、海洋再生可能エネルギー**発電設備を適切に配置することが可能**であること。

第3号 港湾との一体的な利用

- ✓ 海洋再生可能エネルギー**発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送**に関し**当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能**であること。

第4号 系統の確保

- ✓ 海洋再生可能エネルギー**発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保**されることが見込まれること。

第5号 漁業への支障

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、**漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること**。

第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複

- ✓ 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した**漁港の区域**、港湾法に規定する**港湾区域**、海岸法により指定された**海岸保全区域**等と**重複しないこと**。

(参考) 有望な区域の選定条件と手続き

- 促進区域の指定に先立って、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域を「有望な区域」として選定することを、促進区域指定ガイドラインにおいて規定している。

第4章 促進区域の指定に係る手続き（促進区域指定ガイドラインより抜粋）

3. 有望な区域の選定

（1）有望な区域の選定条件

既知情報を収集した上で、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域を「有望な区域」として選定する。

有望な区域に選定されるためには、少なくとも協議会において地元関係者との利害調整が可能な程度に地元の受入体制が整っており、かつ、**促進区域の指定の基準に適合する見込みがあるもの**として、以下の3つの要件を満たしていることを条件とする。

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

（2）第三者委員会による意見の聴取（有望な区域の選定）

有望な区域の選定は、技術的な判断が必要であるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。有望な区域として選定された区域については、協議会を設置するとともに、促進区域の指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認するため、詳細な調査を実施する。

こうした有望な区域を選定するプロセスは、都道府県からの情報収集と合わせて、年度ごとに実施することとする。

(参考) 促進区域の指定プロセスの概要

① 国による既知情報の収集

A. 都道府県からの情報収集 (要望聴取)

- ・促進区域の指定を要望する都道府県は、以下の情報を国に提供
 - 促進区域の候補地
 - 地元関係者との調整状況 (利害関係者を特定し、協議を開始することについて同意を得ているか (協議会が設置できる状況にあるか))
 - 促進区域の指定の基準等に係る都道府県の保有する情報 (風況、水深、海底面底質、波高、離岸距離等)

B. その他の情報収集

- ・都道府県以外の関係者からの情報収集・調整等
- ・その他必要な既知情報の収集

【3か月～】
 ▶ 公平、公正、透明性の観点から、一定の期間 (3か月程度) の下で都道府県等から情報収集 (要望聴取) する。

② 第三者委員会の意見も踏まえ、有望な区域を選定 (定期的に開催)

【1か月～】
 ▶ 第三者委員会の開催。

③ 協議会の設置

④ 促進区域の指定について協議

⑤ 利害関係者を含め、促進区域案について合意。

③' 調査実施区域の優先順位の設定

④' 必要な調査の実施

- ・自然状況
- ・船舶航行
- ・系統の状況 等

⑤' 促進区域候補の絞り込み

国による詳細調査

【3か月～】
 ▶ 協議会については地元のご理解が前提となるため、これ以上の期間がかかる可能性もある。

⑥ 第三者委員会における促進区域の基準への適合性評価を踏まえ、促進区域案を決定 (定期的に開催)

【1か月～】
 ▶ 第三者委員会を開催。

促進区域案について、⑦ 公告し、意見聴取 → ⑧ 関係行政機関の長への協議、関係都道府県知事・協議会の意見を聴取

【2か月程度】
 ▶ 法律上の手続き。

⑨ 促進区域の指定

【年度ごと】 公平性を確保しつつ、継続的・計画的に運用するため、年度ごとに開始。

有望な区域選定のための情報収集

協議会における調整

(参考) 促進区域指定ガイドラインの改訂内容①

第7回 洋上風力促進ワーキンググループ・洋上風力促進
小委員会 合同会議 資料1 (2021年2月17日)

第3章 促進区域の指定の基準

4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること(第4号)

「発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること」は、以下のいずれかの視点から確認する。

1. 国の要請に基づき、当該促進区域に設置が見込まれる発電設備の規模について、暫定的な系統容量が一般送配電事業者により確保されていること

2. 事業者が想定される発電事業の規模につき確保している系統を、促進区域の指定後の占有権の公募のために活用すること(他の事業者が選定された場合は当該事業者が系統に係る契約を承継すること)を希望していること

- 事業者が想定される発電事業の規模につき系統を確保している場合としては、(1) 事業者が電力会社との間で接続契約を締結している場合、(2) 事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合が想定される。
- (2) 事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合としては、例えば、①当該区域において、事業者が接続契約申込みをし、受け付けられることにより、暫定的な系統容量を確保している場合、②電源接続案件募集プロセスにおいて、優先系統連系希望者が決定された場合(あるいは、その後、共同負担意思が確認された場合)、③日本版コネクト&マネージ(N-1電制・ノンファーム型接続)の適用により系統接続を確保できる蓋然性が高い場合等が想定される。

※ **暫定的な系統容量が確保されている場合**や系統接続の確保の蓋然性が高い場合であっても、その系統接続費用が著しく高額であり、当該区域における洋上風力発電事業の事業性がおよそ確保できないと考えられる場合には、洋上風力発電事業の実施のため系統接続が「適切に確保」できる見込みがないものと判断する。

第4章 促進区域の指定に係る手続

2. 既知情報の収集等

(中略)

なお、(1)の適合性に関する情報*を収集した結果、発電事業に必要となる系統が事業者により確保されておらず、また、他の情報等を踏まえて本法第8条第1項の規定による指定を行う見込みが一定程度あり、かつ、国として暫定的な系統容量の確保の要請を行うことを見込む場合には、以下の調査を実施する。

- ① 将来的に促進区域に指定しようとする区域の気象、海象その他の自然的条件や、現時点の技術で合理的に設置が可能な発電設備を前提として、当該区域における合理的な発電設備の規模が不明であるときは、まず、その規模について調査を行う。
- ② 合理的な発電設備の規模に見合う系統容量について、接続検討等の手続により、当該区域の系統接続の確保の蓋然性やその系統接続費用に関する事前調査を行う。

*当該区域の促進区域の指定基準への適合性に関する情報。

(参考) 促進区域指定ガイドラインの改訂内容③

第7回 洋上風力促進ワーキンググループ・洋上風力促進
小委員会 合同会議 資料1 (2021年2月17日)

5. 区域の状況の詳細な調査

④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（同項第4号）

- **国が行った接続検討については、発電設備の規模の見直しや事前の接続検討から相当期間（1年程度）が経過するなど、接続検討の回答が変更となる可能性が高い場合に、接続検討を再実施**
- **事業者が系統を確保している場合、当該事業者に対して、当該系統を公募に活用することを希望するか確認**

6. 促進区域の指定基準への適合性の判断

促進区域の指定につき協議会における協議が整い、詳細な調査が完了した区域については、促進区域の指定基準への適合性を判断する。

なお、発電事業に必要な系統が事業者により確保されていない場合は、系統接続の適切な確保に向けて、当該促進区域に設置が見込まれる発電設備の規模につき、一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保することについて、国が電力広域的運営推進機関に要請を行う¹。

¹ 海域の占用許可のもと行われる洋上風力発電事業の特性を踏まえ、公募に活用する系統について、複数の事業者による重複確保を極力回避し、公平性、公正性を確保するため、本法第8条第1項の規定による指定を行うことを目的とする場合に限り、暫定的な系統容量を確保することについて国が要請を行うものとする。

(参考) 意見募集におけるご意見の内容及びご意見に対する考え方

※関係部分を抜粋

該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
第3章 4.	<p>国は都道府県からの情報提供を受け、数か月内に有識者会議を開催して有望区域選定の議論を行っている。有望区域に選定しない理由として、系統が確保されていないことを挙げている海域も存在する。『国の要請に基づき』とあるが、どのタイミングで暫定的な系統容量を一般送配電事業者確保させるつもりなのかご教示いただきたい。都道府県からの情報提供を受けた後に国が一般送配電事業者に要請したとしても、接続検討だけで3か月を要するのが実情であるため、当該年度の有望区域選定の議論に間に合うとは思えない。そのため、国が要請するなら都道府県からの情報提供前である必要があると思うが如何か。そうであるなら、国はどのような情報に基づき、『当該促進区域に設置が見込まれる発電設備の規模』を想定するのかご教示いただきたい。</p>	<p>一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保することについて、国が電力広域的運営推進機関（以下、広域機関）に要請を行いますが、このタイミングは、協議会において促進区域の指定につき協議が整い、発電設備の規模およびそれに応じた系統容量を含む詳細な調査が完了した時期が、公平性・公正性の観点から適切と考えます。</p> <p>また、本ガイドラインの改正案 第4章 2のなお書きに記載する調査を事前に行うことにより、当該促進区域に設置が見込まれる発電設備の規模を想定します。</p>
第4章 2.	<p>当該記載箇所は促進区域の指定に係る手続であるため、『（1）当該区域の促進区域の指定基準への適合性に関する情報』の収集は『促進区域を指定するに当たって』実施されるものと考えが正しい理解か。左記が正しい理解だとすると、有望区域の選定時において系統が確保されていないことから有望区域選定が見送られている海域がある中、『促進区域を指定するに当たって』国が行う『（1）当該区域の促進区域の指定基準への適合性に関する情報』の結果に基づいて①②の調査を実施するというのは矛盾するのではないか。①②の調査を国が行うとすれば、遅くとも有望区域選定に係る議論前に実施し、有望区域選定に係る議論を行う際は一定程度の調査結果を得ておく必要があると思料するが如何か。</p>	<p>なお、有望な区域の選定については、引き続き、ガイドラインに示す要件を満たしていることを条件として、確認してまいります。</p>